

# 児童手当制度変更の大切なお知らせ

令和4年10月支給分から制度の一部が変更されます！

## (1) 特例給付の支給に係る「所得上限額」が設けられます！

(ア) 令和4年10月支給分（令和4年6月～令和4年9月分）から、児童を養育している方の所得が以下の表のⅡ「**所得上限限度額**」以上の場合、**児童手当等は支給されません**（※1）のでご注意ください。

(イ) 児童手当等が支給されなくなった後に、所得がⅡ「**所得上限限度額**」を下回った場合には、改めて認定請求書の提出が必要となります。

扶養親族等の数 （※2）（カッコ内は例）	Ⅰ 所得 <b>制限</b> 限度額		Ⅱ 所得 <b>上限</b> 限度額	
	所得額	収入額の目安 （※3）	所得額	収入額の目安 （※3）
0人 （前年末に児童が生まれていない場合等）	622万円	833.3万円	858万円	1071万円
1人 （児童1人の場合等）	660万円	875.6万円	896万円	1124万円
2人 （児童1人+年収103万円以下の配偶者の場合等）	698万円	917.8万円	934万円	1162万円
3人 （児童2人+年収103万円以下の配偶者の場合等）	736万円	960万円	972万円	1200万円
4人 （児童3人+年収103万円以下の配偶者の場合等）	774万円	1002万円	1010万円	1238万円
5人 （児童4人+年収103万円以下の配偶者の場合等）	812万円	1040万円	1048万円	1276万円

（※1） 児童を養育している方の所得がⅠ（所得制限限度額）未満の場合は「**児童手当**」を、Ⅰ（所得制限限度額）以上Ⅱ（所得上限限度額）未満の場合は「**特例給付（児童一人当たり月額5,000円）**」を支給します。

（※2） 扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者及び扶養親族（里親などに委託されている児童や施設入所の児童を除く）並びに扶養親族等でない児童で前年の12月31日において生計を維持したものの数をいいます。なお、扶養親族等の数に応じて、限度額（所得額ベース）は1人につき38万円（老人扶養親族の場合は44万円）を加算した額となります。

（※3） 「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、給与所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除した後の所得額で計算します。



小野町LINE公式アカウントはじめました



町の最新情報や観光・イベント情報、災害時の救急情報など、あなたの暮らしに役立つ情報をお届けしますので、ぜひ友達登録をお願いします！

友達登録はこちらから



裏面に続きます  
必ず内容をご確認ください



## (2) 現況届の提出が原則不要になります！

(ア) 小野町では、令和4年度分の現況届から、受給者の現況を公簿等で確認することで、現況届の提出を原則不要とします。ただし、次のいずれかに該当する方は、引き続き現況届の提出が必要となりますのでご注意ください。

- 配偶者からの暴力等により、住民票の住所地が小野町と異なる方
- 支給要件児童の戸籍や住民票がない方
- 離婚協議中で配偶者と別居されている方
- 法人である未成年後見人、施設等の受給者の方
- その他、小野町から提出の案内があった方

(イ) 次の事項に変更があった方は必ず市区町村に届け出ください。

- 児童を養育しなくなったことなどにより、支給対象となる児童がいなくなったとき
- 受給者や配偶者、児童の住所が変わったとき（他の市区町村や海外への転出を含む）
- 受給者や配偶者、児童の氏名が変わったとき
- 一緒に児童を養育する配偶者を有するに至ったとき、または児童を養育していた配偶者がいなくなったとき
- 受給者の加入する年金が変わったとき、受給者が公務員になったとき
- 離婚協議中の受給者が離婚をしたとき
- 国内で児童を養育している者として、海外に住んでいる父母から「父母指定者」の指定を受けるとき

## (3) 公務員の方へのお知らせ

**公務員の方は、小野町からではなく勤務先から児童手当等が支給されます。** 次のいずれかに該当する場合は、その翌日から「15日以内」に現住所の市区町村と勤務先に必ず届け出、申請手続きを行ってください。

- 公務員になった場合
- 退職等により、公務員でなくなった場合
- 公務員ではあるが、勤務先の官署に変更がある場合

※届け出、申請手続きが遅れると、原則、遅れた月分の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

## お問い合わせ先

〒963-3401 小野町大字小野新町字中通2番地

小野町役場 子育て支援課

平日 午前8時30分～午後5時15分（土日祝除く）

詳しくは  
ウェブサイトへ

